

知立市概算数量発注方式試行実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、知立市が発注する土木工事において、設計積算業務の効率化のため、概算数量発注方式により発注する場合の取扱い事務について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 概算数量発注方式 当初設計の1数量を概算数量により積算し、契約後、施工箇所での取合い等を精査の上、設計数量の確定し設計変更を行う方式をいう。
- (2) 概算数量とは、詳細な測量に基づかずに算出された数量をいう。
- (3) 工事計画図書とは、平面図、縦・横断面図、展開図、区画線図、数量総括表及び数量計算書等をいう。

(対象工事)

第3条 概算数量による発注により、発注事務が効率的に行える工事に適用するものとし、原則として設計金額5千万円未満の工事を対象とする。

(設計書の作成)

第4条 設計書の作成については、次に掲げるとおり行うものとする。

- (1) 設計書の積算は、施工箇所の概算数量に基づき、設計金額を算出するものとする。
- (2) 当初設計図は、位置図、平面図、標準断面図等を添付する。

(施工条件の明示)

第5条 概算数量発注にあたっては、次に掲げる事項を明示又は計上するものとする。

明示する図書等の名称又は箇所	明示又は計上する事項
特記仕様書	本工事は概算数量発注方式による発注工事である。設計数量は概算数量であり、請負者は、施工計画書提出前に条件変更確認請求通知書にて工事計画図書を提出すること
設計書及び数量計算書の備考欄	概算数量
設計書の共通仮設費の準備費	工事計画図書作成費

(設計変更)

第6条 工事の設計変更については、次に掲げるとおり行うものとする。

(1) 発注者は、工事計画図書を基に変更の設計図書を作成し、受注者へ条件変更確認通知書にて通知する。

(2) 設計の変更理由については、「概算数量発注方式による発注のため、現場精査による変更」と記載する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については知立市契約規則（昭和60年知立市規則第8号）及び同市工事施行に関する事務取扱要領（昭和60年4月1日施行）によるほか、発注者と受注者が協議をして定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。